



JASDAQ

平成 20 年 3 月 24 日

各 位

株 式 会 社 ア ル ト ナ ー
代表取締役社長 関 口 相 三
 (J A S D A Q ・ コ ー ド 2 1 6 3)
問 合 せ 先
常務取締役管理本部長 張 替 朋 則
電 話 番 号 0 6 (6 4 4 5) 7 5 5 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年3月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年4月25日開催予定の第46期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の趣旨および目的

- (1) インターネットの普及を考慮し、利便性の向上および公告手続の合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 会社法第 165 条の第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会の決議による自己株式の取得が認められるので、機動的な資本政策を遂行できるよう自己株式の取得の規定を新設（定款案第 6 条）するものであります。
- (3) 単元未満株式の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定するための規定を新設（定款案第 9 条）するものであります。
- (4) 取締役および監査役の期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条および第 427 条に定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款に規定を新設（定款案第 31 条および第 42 条）するものであります。
- (5) 監査体制の強化を図るため、会社の機関として会計監査人を置くこととし、併せて第 6 章に会計監査人に関する規定を新設するものであります。
- (6) その他、表現方法の統一および字句の修正ならびに規定の新設に伴い、条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容 別紙のとおりであります。

3. 日程 平成 20 年 4 月 25 日（定時株主総会予定日）

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械、装置若しくは器具又は機械により構成される設備の設計又は製図の業務 2. 自動制御装置及び電子回路の設計・製作の業務 3. ~ (条文省略) 9. <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械、装置もしくは器具または機械により構成される設備の設計または製図の業務 2. 自動制御装置および電子回路の設計・製作の業務 3. ~ (現行どおり) 9. <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(単元未満株主の権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第 8 条</u></p> <p style="padding-left: 2em;">～ (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 10 条</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 11 条</u> 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録簿の管理、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">受ける権利</p> <p style="text-align: center;"><u>4. 第 10 条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第 10 条</u></p> <p style="padding-left: 2em;">～ (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 12 条</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 13 条</u> 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第 12 条</u> (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第 13 条</u> (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第 14 条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省例に定めるところに<u>したがい</u>、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第 15 条</u> 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 16 条</u> 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第 17 条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第 14 条</u> (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第 15 条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第 16 条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省例に定めるところに<u>従い</u>、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第 17 条</u> 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 18 条</u> (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第 19 条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 ～ (条文省略) (選任方法) 第19条 (任期) 第20条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (取締役会の設置) 第21条 ～ (条文省略) (取締役会の議事録) 第26条 (取締役会規程) 第27条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (報酬等) 第28条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 ～ (現行どおり) (選任方法) 第21条 (任期) 第22条 (現行どおり) 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (取締役会の設置) 第23条 ～ (現行どおり) (取締役会の議事録) 第28条 (取締役会規程) 第29条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (報酬等) 第30条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第29条 ～ (条文省略) (選任方法) 第31条</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第32条 ～ (現行どおり) (選任方法) 第34条</p>

現行定款	変更案
<p>(任 期)</p> <p><u>第 32 条</u> 当会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 33 条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 34 条</u> 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第 35 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第 36 条</u> 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第 37 条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 38 条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第 35 条</u> 当会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 36 条</u> 当会社の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 37 条</u> <u>当会社の</u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第 38 条</u> <u>当会社の</u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第 39 条</u> <u>当会社の</u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第 40 条</u> <u>当会社の</u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 41 条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 42 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第 43 条 当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第 44 条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(任期)</u></p> <p><u>第 45 条 当社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 46 条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第 47 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 計算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 39 条</u></p> <p style="text-align: center;">～ (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第 41 条</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p><u>第 42 条 当社の剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 未払いの利益配当金には、利息をつけない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 計算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 48 条</u></p> <p style="text-align: center;">～ (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第 50 条</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p><u>第 51 条 (現行どおり)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 未払いの配当金には、利息をつけない。</u></p>